

# 認知症の方が相続人になる 場合の手続きについて

---

# 1. 相続人の1人が認知症で判断能力がない場合、遺産分割協議ができない。

相続が開始されると、銀行預金はおろせなくなり、不動産の処分もできなくなります。

相続手続きをするためには、相続人が全員参加して遺産分割協議を行い分割内容に合意した遺産分割協議書を作成する必要があります。

しかし、相続人の1人が認知症で判断能力がない場合は、遺産分割協議ができません。

そのため、被相続人の預貯金、不動産などの相続財産の処分ができなくなります。

## 2. 成年後見制度の利用と課題

本件内容の詳細については、インターネットセミナーの「成年後見制度について知っておきたいこと」の中の「成年後見制度の課題と実情に応じた選択肢」を参照願います。

### (1) 成年後見制度の利用

成年後見制度は、認知症の相続人の代わりに後見人が財産を管理する制度です。

認知症の相続人に後見人を付けることで遺産分割協議をすることができますが、他の相続人の要求通りになることは困難で、後見人としては法定相続分の財産を確保することとなります。

## (2) 後見人の選任と報酬

成年後見人の選任は家庭裁判所が行い、親族が選ばれる割合は少なく、専門家が選ばれる割合が多くなっています。

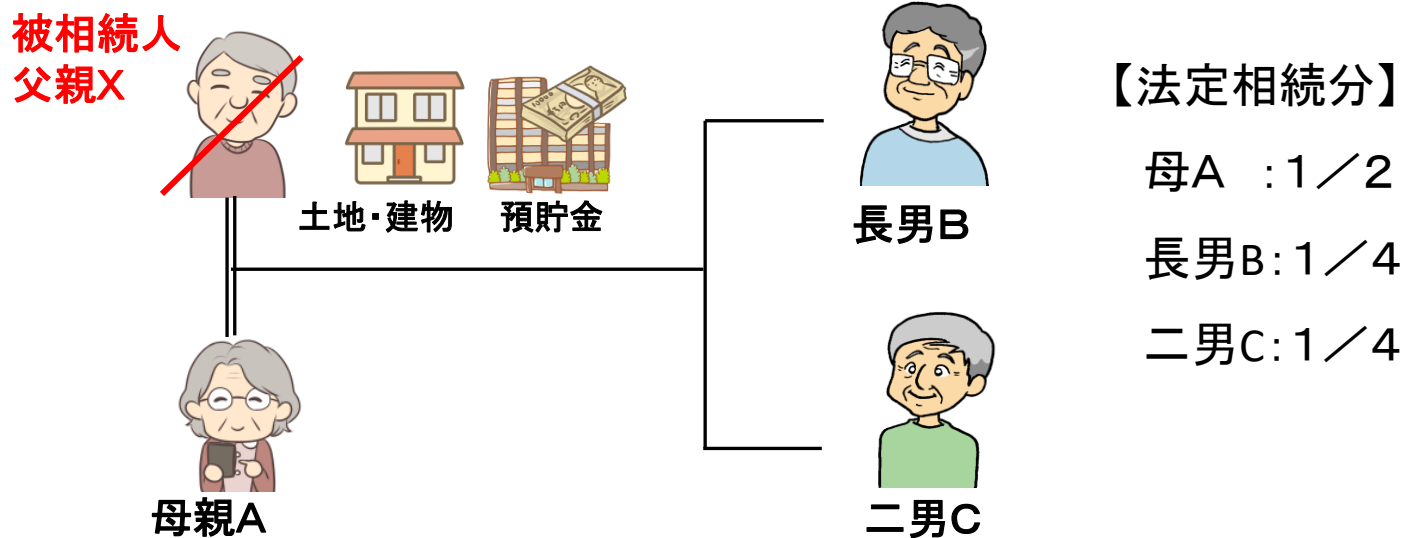
専門家の後見人が選ばれると、財産管理は後見人が行うため、介護等を行う親族等は使えづらくなります。

また、後見人に毎月2万円程度の報酬が発生し、原則として途中で止めることができないため、認知症の方が亡くなるまでずっと後見人が就き、報酬も発生します。

成年後見制度では、相続人間で自由に相続財産の分割を決めることができないため、「認知症の母親は既に十分財産を持っているから子供が多くもらう」ことや「子供がお母さんの面倒を見ていくから、子供が多くもらう」などの理由で遺産分を進めることは困難となります。

### 3. 成年後見制度を利用しない場合の相続手続きと課題

父親が死亡し、相続人は認知症の母Aと子供の相続人B・C、  
相続財産は、土地・建物及び預貯金がある場合の相続手続き



## (1) 不動産については「法定相続分」による共有

不動産の相続については、後見制度を利用しないで「法定相続分」に分ける旨の登記は相続人の1人から請求することができます。

「法定相続分で登記する」ということは、不動産が子供と認知症の母親と共有状態となります。

共有状態の不動産を処分する場合は、共有者全員の同意がないとできません。従って、不動産の売買・賃貸等はできないということになります。処分する場合は、結局成年後見人を付けなければならなくなります。

また、相続税を抑える特例「配偶者の税額軽減」「小規模住宅等の特例」等が使えなくなることも注意が必要です。

## (2) 預貯金の「法定相続分」の分割

平成28年12月19日最高裁大法廷決定より、相続人全員での遺産分割協議をできなければ、一切、払戻しを行うことができなくなりました。

この判決を受けて、平成31年4月に改正相続法が施行され、各相続人が遺産分割協議をせずとも一定額を払戻しできる制度が新設されました。葬儀費用などの負担を軽減することが目的です。

払戻しできる上限金額は「150万円」または「当該銀行にある預貯金額×3分の1×法定相続分」のどちらか少ない額までです。

上限額を超える金額は、遺産分割協議をできなければ払戻しすることができません。銀行内で凍結されたままとなります。

金融機関によって、手続きなどが異なるため、確認が必要です。

### (3) 法定相続分で相続登記をする場合の注意点

母親が認知症のため、とりあえず法定相続分で共有の登記をする場合について次のような注意点があります。

#### ① 法定相続分で登記する際の申請人

原則、相続人全員で共同申請するのですが、相続人の1人から単独申請もすることができます。

今回、母親が認知症のため母親を除く相続人が単独申請人となります。

#### ② 単独申請のデメリット

今回のような案件での単独申請は、母親の協力が不要なので便利なようですが以下のようなデメリットもあります。

- ・ 登記識別情報が発行されないこと
- ・ 相続放棄される可能性があること



### ③ 登記識別情報とは

登記識別情報とは、従来の登記済権利証に代わるもので、不動産の名義変更された場合に新たに名義人となる人に登記所から通知される書類（情報）です。

この登記識別情報は、本人確認手段の一つであり、相続などによって所有権を取得し名義人となった後に、売買などの所有権移転登記手続きする際などに、登記名義人本人による申請であることを登記官が確認するため、登記所に提出しなければなりません。

単独申請では、申請人にしか交付されないもので、その後の不動産売買などでは、共有者全員の登記識別情報が必要であるため、余分な手数と費用がかかることとなります。

#### ④ 「相続放棄をされる可能性があること」とは

他の相続人が疎遠な関係などで、相続の開始を知らなかった場合、相続放棄をする可能性があります。

相続放棄をすると、「初めから相続人でなかった」とみなされます。結果として、相続が間違っているということとなり、再度登記申請をしないおさなければなりません。

相続開始を知らない相続人がいる場合は、相続放棄の可能性があるので注意が必要です。

#### 4. 遺言書があっても手続きができない場合

認知症の妻がいる場合、相続対策として、被相続人の夫が遺言を残しておく場合があります。

預貯金等の払い戻しの場合は、手続きをすることはできますが不動産の相続手続きは原則進めることはできません。

認知症の相続人が不動産を相続することが記載されている場合、成年後見制度の利用が必要となります。

その理由として、遺言執行者が別の者であっても、登記申請においてはあくまで、新たな登記名義人となる相続人自らの申出によって変更されるものであるため、新たな登記名義人となる相続人が認知症等判断能力を有していない場合、遺言書があっても、成年後見制度を利用して、成年後見人等就任した方が、認知症等の相続人に代わって申請を行うこととなります。

## 5. 遺言による家族信託

認知症の相続人がいる場合の事前対策として前項で遺言書を残しておくことをあげましたが、不動産の相続時などに課題があることも指摘しました。

もう一つの対策としては、遺言による家族信託があります。

詳しくはインターネットセミナー案内の「家族信託について知っておきたいこと」の解説で「遺言による信託」の項で解説しておりますので参照願います。